

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成16年福島県条例第68号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき県が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理について、法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、指定を受けようとする公の施設を管理する知事、病院事業管理者又は教育委員会(以下「知事等」という。)に対し、申請書に事業計画書その他の知事等が定める書類を添えて、知事等が定める期間内に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、関係法令を遵守するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (5) 業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)その他の情報(次条第2項第5号において「個人情報等」という。)を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (6) その他知事等が定める基準

(協定の締結)

第4条 知事等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理の業務に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

- (5) 個人情報等の管理に関する事項
- (6) その他知事等が定める事項

(事業報告書の記載事項等)

第5条 法第244条の2第7項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) その他知事等が定める事項

2 指定管理者は、前年度の事業に係る前項の事業報告書を、毎年度終了後5月31日までで知事等が定める期日までに、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日後30日以内で知事等が定める期日までに、当該年度の事業に係る当該取り消された日までの間の前項各号に掲げる事項を記載した事業の報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(変更の届出)

第6条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその事実を証する書面を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称、主たる事務所の所在地又は代表者
- (2) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約に定める事項
- (3) その他知事等が定める事項

(指定等の公告)

第7条 知事等は、第3条の規定により指定管理者を指定したとき、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出(同条第1号に掲げる事項に係るものに限る。)があったときは、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。